

市民税・県民税の特別徴収（給与天引き）の実施について

茨城県と県内各市町村では、平成 27 年度から、法令遵守や従業員（納税義務者）の利便性の向上を目的として、原則すべての源泉徴収義務者の皆様に、市民税・県民税（個人住民税）の給与天引き（特別徴収）を実施していただくための準備を進めております。

個人住民税の特別徴収は、法令で定められていますので、未実施の事業主様におかれましては、円滑に実施できるように準備をお願いいたします。

特別徴収とは

事業主（特別徴収義務者）が、所得税の源泉徴収と同様に従業員（納税義務者）に代わって、従業員に支払う毎月の給与から個人住民税を天引きして市町村へ納入する制度です。

事業主は、法人・個人を問わず、特別徴収義務者として、原則すべての従業員にかかる個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

【地方税法第 321 条の 4】

※従業員には、パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員等も含まれます。

経過措置について

原則として、源泉徴収義務のあるすべての給与支払者を、特別徴収義務者に指定します。ただし、水戸市においては、事業主への周知及び事業主の準備期間を確保するため、また、小規模の事業主等に配慮し、下記の通り経過措置を設けています。

水戸市の場合、平成 27 年度においては、平成 27 年 1 月 1 日時点での受給者総人員が、10 名未満の事業主で普通徴収切替理由書が提出された場合は、特別徴収義務者の指定をいたしません。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
指定規模	受給者総人員 10 名以上		受給者総人員 5 名以上		法令どおり

※受給者総人員が 10 名未満の事業所においても、平成 27 年度から実施が可能であれば、特別徴収をお願いいたします。

※受給者総人員とは、他市区町村の従業員を含めた 1 月 1 日時点での人数です（前年中の退職者は除きます。）

特別徴収の対象となる従業員とは

前年中に給与の支払いを受けており、かつ4月1日の現況において給与の支払いを受けている者が特別徴収の対象となります。

【地方税法第321条の3第1項】

普通徴収が認められるケース

- ① 支給期間が1か月を超える期間によって定められている給与のみの支払いを受けている
- ② 外国航路を航行する船舶の乗組員で、1か月を超える期間乗船することとなるため、慣行として不定期にその給与の支払いを受けている
- ③ 4月1日の現況において給与の支払いを受けていない（退職者等）
- ④ 所得税法上、源泉徴収を要しない（常時2人以下の家事使用人のみを雇用している）事業主から、給与の支払いを受けている

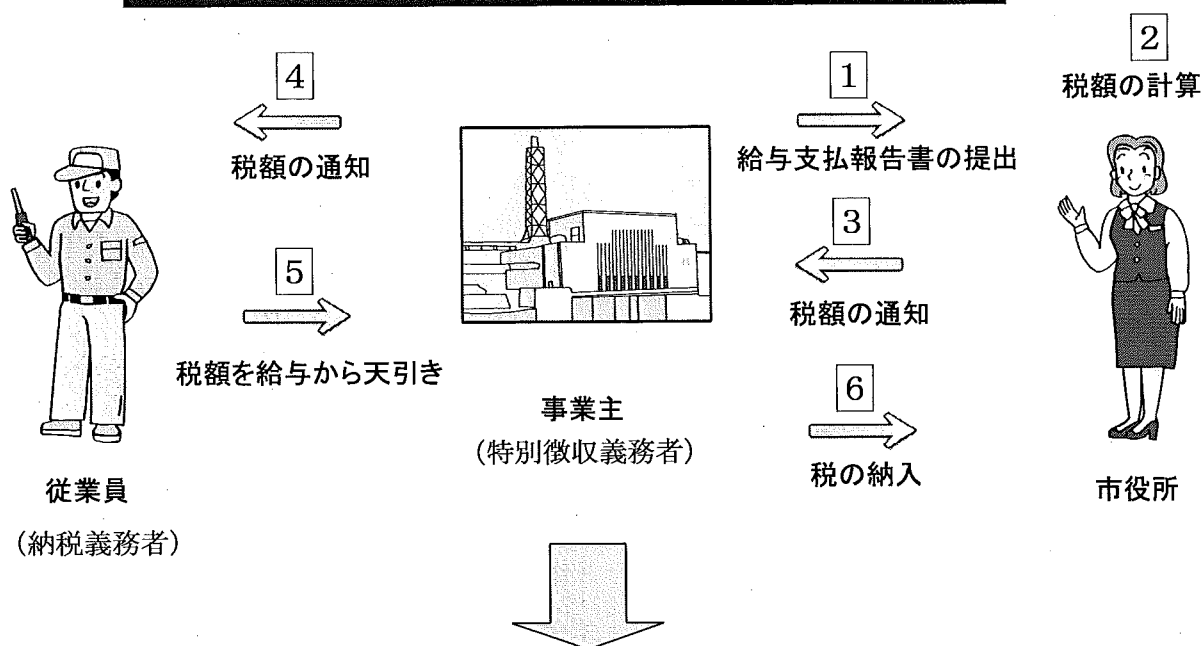
当面、普通徴収を認めるケース

- ① 受給者総人員が10名未満の事業主から給与を支給されている、又は専従者給与を支給されている
- ② 他の事業主から支給される給与で個人住民税の特別徴収を行っている（乙欄該当者）
- ③ 給与から個人住民税を特別徴収しきれない
- ④ 年間の給与収入が97万円以下（個人住民税が非課税になる方）
- ⑤ 給与が毎月支給されていない（不定期支給）
- ⑥ 給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者

特別徴収のスケジュール

	事業主（特別徴収義務者）	水戸市
平成26年10月		指定予告通知書の送付
12月		総括表の送付
平成27年1月	給与支払報告書の提出 総括表と個人別明細書を1月末までに提出	
2～4月		課税処理
5月	税額の確認、従業員への通知	税額決定通知書等の送付
随時	転勤や退職等により異動があった場合は、 指定用紙に記入の上、市へ報告	修正申告等により税額に変更があった場合は、その都度処理を行い、各月ごとに税額変更通知書を送付

特別徴収による納入までの流れ



1 給与支払報告書の提出(1月31日まで)

平成 26 年中に給与を支払った事業主は、従業員の住所がある市町村へ給与支払報告書を提出していただきます。

なお、その際、普通徴収に該当する受給者がいる場合は、市町村が送付します「切替理由書」を記入の上、必ず併せて提出してください。提出がない場合、又は普通徴収にする理由がない場合は、特別徴収となりますので御注意ください。

2 税額の計算

個人住民税額は、あらかじめ市町村が計算しますので、事業主が計算する必要はありません。所得税のように、年末調整をする必要もありません。

3・4 税額の通知(5月31日まで)

事業主あてに「特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)」と納入書等を送付します。この時、年間の税額と月割額をお知らせしますので、6月の給与から天引きするための準備をしていただきます。

また、事業主は、従業員に「特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」を配付して、特別徴収税額をお知らせします。

5 毎月の給与からの天引き

事業主は、各市町村からの通知書に記載されている6月～翌年5月までの税額を、個々の従業員の給与から毎月天引きします。

6 税の納入

事業主は、給与から天引きした税額を、翌月10日までに各市町村へ納入します。

納期の特例について

常時 10 人未満の従業員を雇用している事業主については、各市町村に申請を行い承認を受けることにより、年 12 回の納期を年 2 回にする「納期の特例」制度を利用できます。

前期分（6 月から 11 月分）は 12 月 10 日までに、後期分（12 月から翌年 5 月分）は翌年 6 月 10 日までに納入することになります。

納期の特例への切替は「納期の特例に関する申請書」を事前に提出して、承認を受ける必要があります。また、承認後、従業員が 10 人以上になるなど納期特例の要件を満たさなくなった場合は、速やかに「納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書」を提出する必要があります。

異動があった場合

① 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

従業員が退職、転勤、転職、休職、死亡等で特別徴収ができなくなった場合には、残りの個人住民税の納付方法を普通徴収（本人が納付書で納める方法）に切り替える必要があります。その際には「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

② 特別徴収への切替依頼書

年度の途中で就職した従業員が、特別徴収を希望した場合には「特別徴収への切替依頼書」を提出してください。

③ 所在地・名称変更届

登記簿上の変更や合併等により、事業所の所在地や名称が変更になった場合には、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届」を提出してください。

お問合せ

水戸市財務部税務事務所 市民税課市民税第 2 係

〒310-8610 水戸市三の丸1丁目5番48号 三の丸臨時庁舎 3階

電話：029-224-1111（内線 319）